

(仮称)伊豆スカイラインC. C. 発電所事業の環境影響評価方法書に係る意見書

(仮称)伊豆スカイラインC. C. 発電所事業(以下「本事業」という。)の設置を計画している事業者は、静岡県環境衛生評価条例(以下「条例」という。)に基づき、環境影響評価方法書(以下「本方法書」という。)の縦覧等の手続きを行っています。

本方法書によると、本事業に係る環境影響評価の環境項目ごとの影響範囲及び調査範囲について、水質調査は200m程度、植物・動物・生態系は300m程度、景観は2,000m程度等と明示されています。しかし、この内容は大規模なソーラーパネル設備を設置する本事業の実施において環境に及ぼす影響を回避し、又は極力低減するために実施する適正な環境影響評価を求めるべき影響範囲及び調査範囲としては、不十分な内容と言わざるを得ません。

また、令和2年1月8日付で伊豆市長が静岡県知事に対し提出した意見書では「雨水処理は3ヶ所の調整池を整備し、大見川支流に放流することになっていますが、土地利用の変更による河川への影響も懸念される」「工事中に発生する土砂の流出に伴い、水質悪化や土砂災害の恐れもあるため、アユ等が生息する自然豊かな河川の影響を考慮すると、環境影響評価を行う必要がある」と指摘し、「当該事業の環境に対する影響は著しいものとなる恐れがあるため、(中略)環境影響評価その他の手続きを求めます。」と、本事業が自然と生活環境に広く影響を与えることを懸念した伊豆市の意見書を尊重したものとはなっていません。

更には、令和元年12月9日条例第8条により事業者が県知事に提出した第2種事業届出書に「伐根・造成等はせず、現状の地形を最大限利用し、パネルを設置する」等、現在の地形を改変しないで工事を行うと掲載し、昨年8月地域住民にも同様の説明をしていましたが、本年6月の地域住民への説明では、「約6.6ha伐根し、造成工事を行う。調整池工事で発生する3万8千 m^3 の土砂は事業地区内に盛土する」「詳細は行政と協議してから説明する」等、当初提出された第2種事業届出書の内容を大幅に変更した内容となっており、この影響も懸念されます。

これらの経緯から、次の2点について静岡県に要請します。

- 1 本方法書に定めている影響範囲及び調査範囲に基づく環境影響評価に限定した場合は、私たちが危惧する伊豆市の自然豊かな環境と景観を脅かす恐れが免れないことから、適切な範囲、方法にて調査等を実施し、伊豆市の自然豊かな環境と景観を保全するために必要とする影響範囲及び調査範囲を設定すべきと要望します。特に、水質悪化や土砂災害の恐れ、下流域の河川(大見西川、大見川、狩野川等)における動植物(アユや稲作等)の生息・生育環境への影響について適正な調査等の範囲を設定する旨の意見として提出を求めます。
- 2 大幅な事業計画の変更を行いながら、地域住民に丁寧な説明がなされない中、環境影響評価の手続きが行われることは、不合理と考えられます。地域住民の理解と協力を得るために、当該事業者に対して県知事は、環境保全に関するデータや情報を最大限公開し、透明性の確保に努める旨の意見として提出を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日

静岡県伊豆市議会

静岡県知事 川 勝 平 太 殿